

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2019年5月25日付第661号

モスクワ

**2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書の改正について**

ロシア連邦政府は以下を **決定する**：

1. 2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「鉱工業製品がロシア連邦領内で生産されたとの認定について」（ロシア連邦法令集、2015、No. 30、掲載番号4597）の附属書に加えられる、ここに添付する変更を承認する。

2. 連邦行政諸機関は、2019年7月1日以降に自動車製造分野における特別投資契約締結を締結する際に、車輪式輸送機器（乗用車、小型商用車、トラック、バス）の90%以上の生産において、自動車製造分野における特別投資契約有効期間中のいずれの暦年においても、合計で7,000点以上分の工程（条件）がロシア連邦領内において遂行（履行）されなければならないことを踏まえるものとする。

ロシア連邦政府議長 D.メドヴェージェフ

2019年5月25日付  
ロシア連邦政府決定第661号により  
承認

2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号附属書に加えられる  
変更

1. 第II部を以下の版に変更する：

## 「II. 自動車工業製品

29.10.2のうち 29.10.4のうち	運転席以外の座席数が8以下の乗用車およびそれをベースにして製造された、技術的に許容される最大重量3.5 t以下の貨物運送用の輸送機器	以下の作業（条件）（存在する場合）をロシア連邦領内で実施すること： ボディ（キャビン）の溶接（400点）； ボディ（キャビン）の塗装（500点）
29.10.4のうち 29.10.3のうち	技術的に許容される最大重量3.5 t以下の貨物輸送用自動車を含む小型商用車、およびそれをベースにした、技術的に許容される最大重量7.5 t以下のシャーシ、トラックおよび乗客用輸送機器	ボディ（キャビン）部品のプレス加工： プレス加工（ホワイトボディ総重量のパーセンテージ）30%以上（100点、バスをのぞく）； プレス加工（ホワイトボディ総重量のパーセンテージ）50%以上（200点、バスをのぞく）； プレス加工（ホワイトボディ総重量のパーセンテージ）70%以上（バス以外300点）； ロシア製金属（アルミニウムが使われる場合、それを含む）の使用 ボディ（キャビン）総重量の70%以上（200点）
29.10.4のうち	技術的に許容される最大重量3.5 t超のトラックおよびそれをベースにしたシャーシ	内燃エンジン： クランクシャフトおよびピストン・コンロッド系の取付けを含む組立、検査試験の実施（25点）； シリンダーブロックの加工およびシリンダーブロックでのロシア製ワークの使用（95点）； クランクシャフトの加工およびクランクシャフトでのロシア製ワークの使用（95点）； カムシャフトの加工およびカムシャフトでのロシア製ワークの使用（95点）； シリンダーヘッド加工およびシリンダーヘッドでのロシア製ワークの使用（95点）； ピストン系の加工およびピストン、リング、ピンでのロシア製ワークの使用（95点）
29.10.3のうち	小型商用車をベースにしたもの以外のバス	トラクションモーター、ハイブリッドエンジン用モータージェネレーター： 組立および検査試験の実施（100点）； ケース部品および管体部品の加工（200点）； ローターおよびステーターの製造（200点）  マニュアルトランスミッションおよびクラッチ： 組立および検査試験の実施（30点）； 管体の機械加工および熱処理、管体でのロシア製ワーク（鋳物）の使用（内燃エンジン車およびハイブリッドエンジン車（120点）、電気自動車（70点））； シャフトおよびギアの機械加工および熱処理、シャフトおよびギアでのロシア製ワークの使用（300点）； クランクケースおよびクラッチディスクの機械加工および熱処理、クランクケースおよびクラッチ

ディスクでのロシア製ワーク（鋳物）の使用（内燃エンジン車およびハイブリッドエンジン車（150点）、電気自動車（100点））

オートマチックトランスミッション（油圧式オートマチックトランスミッション、ロボタイズドオートマチックトランスミッション）；

組立および検査試験の実施（30点）；

筐体の機械加工および熱処理、筐体でのロシア製ワーク（鋳物）の使用（内燃エンジン車およびハイブリッドエンジン車（120点）、電気自動車（70点））；

シャフトおよびギアの機械加工および熱処理、シャフトおよびギアでのロシア製ワークの使用（300点）；

クラッチディスクの機械加工および熱処理、クラッチディスクでのロシア製ワークの使用（内燃エンジン車およびハイブリッドエンジン車（150点）、電気自動車（100点））

連続可変トランスミッション；

組立および検査試験の実施（30点）；

筐体の機械加工および熱処理、筐体でのロシア製ワーク（鋳物）の使用（内燃エンジン車およびハイブリッドエンジン車（120点）、電気自動車（70点））；

シャフトおよびギアの機械加工および熱処理、シャフトおよびギアでのロシア製ワークの使用（300点）；

フリクションディスクの製造、フリクションディスクでのロシア製ワークの使用（内燃エンジン車およびハイブリッドエンジン車（150点）、電気自動車（100点））

エンジン電子制御ユニット；

チップ部品のプリント基板表面実装（75点）；

ロシア製プリント基板の使用（75点）；

ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（75点）；

生産に使用された外国材料（原料）およびおの価格のパーセンテージを当該コンポーネントの価格の80%以下とすること（75点）

アンチロックブレーキシステム、車両安定電子制御システムの制御ユニット、油圧ユニット（モジュレータ）；

組立および検査試験の実施（10点）；

ロシア製プリント基板の使用（30点）；

油圧ユニット（モジュレータ）の組立および検査試験の実施（60点）；

ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）（20点）；

キャリブレーションと設定ファイル分の知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（30点）；

生産に使用された外国材料（原料）および構成要素の価格のパーセンテージを当該コンポーネントの価格の80%以下とすること（50点）

トランスミッション電子制御ユニット：

チップ部品のプリント基板表面実装（50点）；

ロシア製プリント基板の使用（50点）；

ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（50点）；

生産に使用された外国材料（原料）および構成要素の価格のパーセンテージを当該コンポーネントの価格の80%以下とすること（50点）

ボディ電子機器電子制御ユニット：

チップ部品のプリント基板表面実装（50点）；

ロシア製プリント基板の使用（50点）；

ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（50点）；

生産に使用された外国材料（原料）および構成要素の価格のパーセンテージを当該コンポーネントの価格の80%以下とすること（50点）

メーターパネル制御ユニット完成品の組立および据付：

チップ部品のプリント基板表面実装（50点）；

ロシア製プリント基板の使用（50点）；

ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（50点）；

生産に使用された外国材料（原料）および構成要素の価格のパーセンテージを当該コンポーネントの価格の80%以下とすること（50点）

テレマティクスシステムおよびコネクテッドカーシステムのコンポーネント：

チップ部品のプリント基板表面実装（50点）；

ロシア製プリント基板の使用（50点）；

ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（50点）；

生産に使用された外国材料（原料）および構成要素の価格のパーセンテージを当該コンポーネントの価格の80%以下とすること（50点）

ERA-GLONASS緊急呼出しシステム：

2011年12月9日付関税同盟委員会決議第877号によって承認された関税同盟技術規則「車輪式輸送機器の安全性について」（TR TS 018/2011）が定める製品「緊急呼出し機能付き機器および衛星ナビ

ゲーション装置」について本附属書第IX部が定める要求事項の履行：  
所有権に関する部分のすべての要求事項の履行（25点）；  
以下の技術作業のロシア連邦領内における履行に関する部分の要求事項の履行：  
すべての電子部品の組立およびプリント基板への実装（CPUを組み込んだプリント基板の場合）  
（10点）；  
回路設計ソリューション用マイクロプログラムの不揮発性メモリへの書込み（10点）；  
完成品の組立および据付（10点）；  
技術条件の要求事項に対する完成品適合性検査の実施（10点）；  
完成品の定量的および定性的特性の検査（10点）；  
ユーラシア経済連合加盟国のうちのいずれかの領内におけるサービスセンターの存在、およびすべての要求事項のうち製造に用いた外国製構成要素のパーセンテージ遵守にかかわる部分の履行（25点）

ドライバーアシストシステム：  
カメラ（筐体部品の製造、組立、検査試験の実施）（80点）；  
レーダー（チップ部品のプリント基板表面実装、筐体部品の製造、組立、検査試験の実施、キャリブレーション）（80点）；  
LIDAR（チップ部品のプリント基板表面実装、筐体部品の製造、組立、検査試験の実施、キャリブレーション）（80点）；  
制御ユニット（チップ部品のプリント基板表面実装、筐体部品の製造、組立、検査試験の実施、ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（90点）；  
センサー（一次変換器の製造、筐体部品の製造、組立、検査試験の実施、キャリブレーション）（90点）；  
ロシア製プリント基板の使用（80点）

トラクションバッテリー（内燃エンジン車をのぞく）：  
組立および検査試験の実施（150点）；  
治具の製造、筐体部品のプレス加工（鋳造）（150点）；  
セルの製造、組立および検査試験の実施（100点）；  
構造の開発、ソフトウェアの開発、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（200点）

研究開発業務（ロシア法人がロシア連邦領内で実施する研究開発業務の費用10の点数は、売上に対する研究開発業務費用の0.5%ごとに200点とする）

フレーム：  
溶接および組立作業の実施（15点）；

プレス加工（フレーム総重量に対するパーセンテージ）90%以上（30点）；  
フレーム総重量の60%以上にロシア製金属（アルミニウムが使われる場合、それを含む）を使用（40点）

サブフレーム（ボディに固定されているフロントおよびリアのクロスメンバーであってサスペンション部品が取り付けられているものを含む）（トラックをのぞく）；  
溶接および組立作業の実施（15点）；  
サブフレーム総重量の65%以上についてのプレス加工（30点）；  
サブフレーム総重量の80%以上にロシア製金属（アルミニウムが使われる場合、それを含む）を使用（40点）

外装部品（ポリマー製品およびポリマーコンポジット製品）；  
バンパー（クロームめっき部品をのぞくメイン部分）の製造（20点）；  
スポイラー、外板パネル（ボディ外装付加部品を含む）の製造（20点）；  
製品総重量の50%以上にロシア産原材料を使用（25点）

ステアリングシステム：

パワーステアリングなしおよびパワーステアリング内蔵のステアリング機構の組立および検査試験の実施（50点）；  
パワーステアリングなしおよびパワーステアリング内蔵のステアリングコラムの組立および検査試験の実施（25点）；  
ポンプおよび油圧シリンダーを含む、パワーステアリング（内蔵されていない、別個）の組立および検査試験の実施（25点）；  
生産に使用された外国材料（原料）および構成要素の価格のパーセンテージを、ナックルアーム、ステアリングジョイント、ステアリングロッド、ピットマンアーム、ステアリングポンプ、ステアリング機構、ステアリングコラム、パワーステアリング、油圧シリンダーを含むステアリングシステムの価格の50%以下とすること（40点）

ブレーキシステム：

前車軸ブレーキディスク（ドラム）の製造（鋳造および機械加工）（内燃エンジン車およびハイブリッドエンジン車（10点）、電気自動車（20点））；  
後車軸ブレーキディスク（ドラム）の製造（鋳造および機械加工）（内燃エンジン車およびハイブリッドエンジン車（10点）、電気自動車（20点））；  
ブレーキ機構の製造（鋳造および機械加工）ならびに組立および検査試験の実施（内燃エンジン車およびハイブリッドエンジン車（10点）、電気自動車（20点））；  
真空または油圧ブースター（ブレーキマスターシリンダーを含む）ブレーキチャンバー、ブレーキ弁の組立および検査試験の実施（内燃エンジン車およびハイブリッドエンジン車（10点）、電気自動車（20点））

サスペンションまたはエアサスペンション：

サスペンションアーム（リアビーム、サスペンションロッド、トルクロッドを含む）の製造（鋳造、鍛造、溶接）（20点）；

コイルスプリング、リーフスプリングの製造（20点）；

スタビライザーの製造（曲げ加工、プレス加工）、組立および検査試験の実施（20点）；

エアスプリングエレメントの製造、組立および検査試験の実施（20点）；

ショックアブソーバーの製造、組立および検査試験の実施（20点）

アクスルおよびアクスル用減速機：

ケース部品の加工（内燃エンジン車およびハイブリッドエンジン車（50点）、電気自動車（25点））；

シャフトおよびギアの加工（内燃エンジン車およびハイブリッドエンジン車（50点）、電気自動車（25点））

カルダン伝達装置（駆動シャフト、不等速および等速ジョイント）（生産に使用された外国材料（原料）および構成要素の価格のパーセンテージを当該コンポーネントの価格の50%以下とすること（40点）

トランスミッション（連続可変トランスミッション）ベアリングおよびホイールベアリング：

部品の組立、機械加工および熱処理（50点）；

製品総重量の50%以上にロシア製金属を使用すること（50点）

車輪（ホイールディスク）（当該コンポーネント総重量の80%以上にロシア製金属（アルミニウムが使われる場合、それを含む））を使用（10点）

タイヤ（製造および検査試験の実施、製品総重量の60%以上にロシア製原料を使用）（10点）

高電圧システム（インバーター）（内燃エンジン搭載自動車のをぞく）：

組立および検査試験の実施（100点）；

治具の製造、筐体部品のプレス加工（鋳造）（100点）；

構造の開発、ソフトウェアの開発、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（100点）

燃料タンク（電気自動車のをぞく）

組立および検査試験の実施（5点）；

筐体部品の製造（プレス加工、鋳造、ブロー成形）（10点）；

筐体総重量の30%以上にロシア製原料を使用（15点）

圧縮天然ガス用ポンペ（電気自動車をのぞく）：  
製造（組立）および検査試験の実施（5点）；  
ライナー（管体）の製造（10点）；  
当該コンポーネント総重量の80%以上にロシア製原料を使用（15点）

エンジン燃料供給装置（電気自動車をのぞく）：  
ガソリンエンジン用低圧燃料装置（吸気ポート噴射式）：  
ロシア製ノズルおよび燃料アキュムレーターの使用（組立および検査試験の実施；  
ノズルおよび燃料アキュムレーター管体でのロシア製ワークの使用、機械加工および熱処理、精密  
コンポーネントの製造）（100点）；  
ガソリンエンジン用高圧燃料装置（直接噴射式）：  
ロシア製高圧燃料ポンプの使用（組立および検査試験の実施、高圧燃料ポンプの管体およびシャフ  
トでのロシア製ワークの使用、機械加工および熱処理、精密コンポーネントの製造（50点）；

ガソリンエンジン用高圧燃料装置（直接噴射式）：  
ロシア製ノズルおよび燃料アキュムレーターの使用（組立および検査試験の実施、ノズルおよび燃  
料アキュムレーター管体でのロシア製ワークの使用、機械加工および熱処理、精密コンポーネン  
トの製造）（50点）

ディーゼルエンジン用燃料装置：  
ロシア製高圧燃料ポンプの使用（組立および検査試験の実施、高圧燃料ポンプの管体およびシャフ  
トでのロシア製ワークの使用、機械加工および熱処理、精密コンポーネントの製造）（50点）；  
ディーゼルエンジン用燃料装置：  
ロシア製ノズルの使用（組立および検査試験の実施、管体および噴射ノズルでのロシア製ワークの  
使用、ロシア製電気および電子コンポーネントの使用、機械加工および熱処理、精密コンポーネン  
トの製造）（50点）；  
ディーゼルエンジン用燃料装置：  
ロシア製燃料アキュムレーターおよび高圧燃料パイプの使用（組立および検査試験の実施、ロシア  
製ワークの使用（40点）；

ガスエンジン用燃料装置：  
ロシア製ノズルおよびレデューサーの使用（組立および検査試験の実施、ノズル管体でのロシア製  
ワークおよびレデューサー用ロシア製コンポーネントの使用、機械加工および熱処理）（100点）；  
ロシア製低圧燃料供給（補給）モジュール（ポンプ）の使用（組立および検査試験の実施）（30点）

ターボコンプレッサー（電気自動車をのぞく）：  
組立および検査試験の実施（10点）；  
主要部品（管体、インペラー、シャフト）の加工（30点）；  
管体、インペラー、ローターシャフトでのロシア製ワークの使用（20点）；

生産に使用された外国材料（原料）および構成要素の価格のパーセンテージを当該コンポーネントの価格の30%以下とすること（30点）

排気システム、排気ガス無害化システム（電気自動車をのぞく）：  
排気ガス排出システムの溶接および組立（低温部分）（20点）；  
排気ガス排出システムの溶接および組立（高温部分（触媒コンバーター））、セラミックユニットへの触媒コーティング（80点）

エンジンの冷却システムおよび排気システムの熱交換器系（ラジエーター、給気冷却器）：  
ラジエーターの組立および検査試験（5点）；  
給気冷却器の製造（5点）；  
製品総重量の80%以上でロシア製金属（構造でアルミニウムが使われている場合はアルミニウムも）（10点）

駆動チェーン（タイミングベルト）（電気自動車をのぞく）（生産に使用された外国材料（原料）および構成要素の価格のパーセンテージを当該コンポーネントの価格の50%以下とすること）（20点）

エンジンマウント（生産に使用された外国材料（原料）および構成要素の価格のパーセンテージを当該コンポーネントの価格の50%以下とすること）（20点）

オイルポンプおよび冷却液ポンプ：  
組立および検査試験の実施（5点）；  
主要部品（筐体、インペラー、シャフト）の加工（15点）；  
筐体、インペラー、ローターシャフトでのロシア製ワークの使用（10点）；  
生産に使用された外国材料（原料）および構成要素の価格のパーセンテージを当該コンポーネントの価格の30%以下とすること（10点）

ヒーター類（起動前プレヒーターを含む、独立式の自動エアヒーターおよび液体ヒーター）  
（生産に使用された外国材料（原料）および構成要素の価格のパーセンテージを当該コンポーネントの価格の50%以下とすること）（20点）

電気照明器具および警報灯：  
ヘッドライト筐体部品のプレス加工（鋳造）（10点）；  
ヘッドライト以外の電気照明器具および警報灯筐体部品のプレス加工（鋳造）（5点）；  
治具の製造（5点）

シート：  
シートカバーおよびクッション材（詰め物）の製造（10点）

シートフレームの溶接および組立（10点）；  
シートカバーおよび表皮用材料（布地および皮革）の製造（5点）；  
構造内にアルミ合金がある場合、ロシア製のそれを使用（5点）

換気・暖房・空調システム：  
換気・暖房・空調システムモジュールの射出成形および組立（10点）；  
生産に使用された外国材料（原料）および構成要素の価格のパーセンテージを当該コンポーネントの価格の50%以下とすること（10点）

空調システムコンプレッサー：  
組立および検査試験の実施（10点）；  
生産に使用された外国材料（原料）および構成要素の価格のパーセンテージを当該コンポーネントの価格の50%以下とすること（70点）

ステアリングホイール：  
ステアリングホイール芯金の製造およびステアリングホイールの注入成形（発泡成形）（10点）；  
ステアリングホイールの被覆作業（5点）；  
ステアリングホイール被覆でのロシア製材料の使用（5点）

張り地製品および計器盤：  
天井、ドア、ピラーおよび床内張品の製造（成形、注入整形）（10点）；  
計器盤用射出成型ポリマー部品の製造（20点）

電気機械式および電子式スイッチ、操作レバー、押しボタン類：  
組立および検査試験の実施（5点）；  
筐体部品のプレス加工（鋳造）（15点）

補助スマートアクチュエーター：  
組立および検査試験の実施（10点）；  
構造の開発、ソフトウェアの開発、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（30点）

シートベルト：  
シートベルト用ウェビングの製織および仕上げ（10点）；  
生産に使用された外国材料（原料）および構成要素の価格のパーセンテージを当該コンポーネントの価格の30%以下とすること（10点）

エアバッグ（トラックをのぞく）：  
エアバッグ材料（織布、不織布）の製造（100点）；

ガス発生機の組立および検査試験の実施（50点）；  
生産に使用された外国材料（原料）および構成要素の価格のパーセンテージを当該コンポーネントの価格の30%以下とすること（100点）

ミラー、ドアハンドル、ドアヒンジ、ドア・トランクオープン用外部ボタン、外装部品のロックおよびストッパー；

外装部品ロックの組立および検査試験の実施（5点）；

ミラーの組立および検査試験の実施（5点）；

生産に使用された外国材料（原料）および構成要素の価格のパーセンテージを当該コンポーネントの価格の50%以下とすること（10点）

ステアリングシステム制御機器（ステアリングシステム電子制御ユニット、センサー）；

チップ部品のプリント基板表面実装（10点）；

ロシア製プリント基板の使用（10点）；

ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（10点）；

当該コンポーネントの価格におけるロシア製構成要素のパーセンテージが20%以上（10点）

パッシブセーフティーシステム制御機器（センサー、パッシブセーフティーシステム制御ユニット）（トラックをのぞく）；

チップ部品のプリント基板表面実装（10点）；

ロシア製プリント基板の使用（10点）；

ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（10点）；

当該コンポーネントの価格におけるロシア製構成要素のパーセンテージが20%以上（10点）

インフォテインメントシステム、マルチメディアシステム；

チップ部品のプリント基板表面実装（10点）；

ロシア製プリント基板の使用（20点）；

ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（10点）；

当該コンポーネントの価格におけるロシア製構成要素のパーセンテージが20%以上（20点）

自動車サスペンション制御装置（制御ユニット、センサー）；

チップ部品のプリント基板表面実装（10点）；

ロシア製プリント基板の使用（10点）；

ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（10点）；

当該コンポーネントの価格におけるロシア製構成要素のパーセンテージが20%以上（10点）

照明制御機器：

チップ部品のプリント基板表面実装（10点）；

ロシア製プリント基板の使用（10点）；

ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（10点）；

当該コンポーネントの価格におけるロシア製構成要素のパーセンテージが20%以上（10点）

電源制御機器：

チップ部品のプリント基板表面実装（10点）；

ロシア製プリント基板の使用（10点）；

ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（10点）；

当該コンポーネントの価格におけるロシア製構成要素のパーセンテージが20%以上（10点）

空調制御機器（制御ユニットおよびセンサー）：

チップ部品のプリント基板表面実装（10点）；

ロシア製プリント基板の使用（10点）；

ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（10点）；

当該コンポーネントの価格におけるロシア製構成要素のパーセンテージが20%以上（10点）

スイッチング・配電機器（データおよび制御信号のスイッチング・分配用電子ユニット、ルーター、データフォーマット変換ユニット、アナログ／デジタル変換ユニット、分配（電子制御式電力スイッチング）ユニット、電子制御式ヒューズユニット、電子制御式リレー／パワー電子キーユニット、電力分配電子制御ユニットその他）：

プリント基板へのチップ部品表面実装（10点）；

ロシア製プリント基板の使用（10点）；

ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（10点）；

当該コンポーネントの価格におけるロシア製構成要素のパーセンテージが20%以上（10点）

映像モニタリングおよびドライブレコーダー制御機器：

チップ部品のプリント基板表面実装（10点）；

ロシア製プリント基板の使用（10点）；

ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に

対する権利をロシア法人に帰属させること（10点）；  
当該コンポーネントの価格におけるロシア製構成要素のパーセンテージが20%以上（10点）

コンフォート機能制御機器：

チップ部品のプリント基板表面実装（10点）；  
ロシア製プリント基板の使用（10点）；  
ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（10点）；  
当該コンポーネントの価格におけるロシア製構成要素のパーセンテージが20%以上（10点）

キーレスエントリー、イグニッション機器、盗難防止システム：

プリント基板へのチップ部品表面実装（10点）；  
ロシア製プリント基板の使用（10点）；  
ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（10点）；  
当該コンポーネントの価格におけるロシア製構成要素のパーセンテージが20%以上（10点）

エンジン電子制御ユニット・アンチロックブレーキシステム制御ユニット・車両安定電子制御システムの制御ユニット・メーターパネル制御ユニット・トランスミッション制御ユニット・ボディ電子機器制御ユニット・テレマティクスシステムおよびコネクテッドカーシステムユニット・ERA-GLONASS緊急呼出しシステムの機能の拡張機器（ユニット）：

チップ部品のプリント基板表面実装（10点）；  
ロシア製プリント基板の使用（10点）；  
ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（10点）；  
当該コンポーネントの価格におけるロシア製構成要素のパーセンテージが20%以上（10点）

車載システム制御機器：

チップ部品のプリント基板表面実装（10点）；  
ロシア製プリント基板の使用（10点）；  
ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（10点）；  
当該コンポーネントの価格におけるロシア製構成要素のパーセンテージが20%以上（10点）

タコグラフおよびその他のドライバーモニタリング機器：

チップ部品のプリント基板表面実装（10点）；  
ロシア製プリント基板の使用（10点）；  
ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に

対する権利をロシア法人に帰属させること（10点）；  
当該コンポーネントの価格におけるロシア製構成要素のパーセンテージが20%以上（10点）

ディスプレイ、モニター、インフォメーションパネル：

チップ部品のプリント基板表面実装（10点）；  
ロシア製プリント基板の使用（10点）；  
ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（10点）；  
当該コンポーネントの価格におけるロシア製構成要素のパーセンテージが20%以上（10点）

エンジン制御システムのコンポーネント（電子制御スロットバルブ、電子アクセルペダル、可変吸気長機構、可変バルブタイミング機構）（電気自動車をのぞく）：

チップ部品のプリント基板表面実装（10点）；  
ロシア製プリント基板の使用（10点）；  
ソフトウェアの開発（キャリブレーションの実施および設定ファイルの作成）、知的活動の成果に対する権利をロシア法人に帰属させること（10点）；  
当該コンポーネントの価格におけるロシア製構成要素のパーセンテージが20%以上（10点）

ラッカー塗装材料：

輸送機器の生産に際して、本附属書第XXI部に定める要件を満たすロシア製ラッカー塗装材料（水溶性をのぞく）を、ボディ（キャビン）、フレーム、サブフレーム、外装部品およびアクスルに使用されるラッカー塗装材料（水溶性をのぞく）総重量の30%以上使用（40点）；  
輸送機器の生産に際して、本附属書第XXI部に定める要件を満たすロシア製ラッカー塗装材料（水溶性をのぞく）を、ボディ（キャビン）、フレーム、サブフレーム、外装部品およびアクスルに使用されるラッカー塗装材料（水溶性をのぞく）総重量の60%以上使用（80点）；  
輸送機器の生産に際して、本附属書第XXI部に定める要件を満たすロシア製水溶性ラッカー塗装材料（使用される場合）を、ボディ（キャビン）、フレーム、サブフレーム、外装部品およびアクスルに使用される水溶性ラッカー塗装材料総重量の30%以上使用（50点）；  
輸送機器の生産に際して、本附属書第XXI部に定める要件を満たすロシア製水溶性ラッカー塗装材料（使用される場合）を、ボディ（キャビン）、フレーム、サブフレーム、外装部品およびアクスルに使用される水溶性ラッカー塗装材料総重量の60%以上使用（100点）」。

2. 以下を内容とする脚注10を追加する：

「<sup>10</sup>研究開発活動に対する出費は、自らによっておよび（または）そうした活動の発注者との契約にもとづいて実施された研究開発活動および技術的活動の出費として計算され、ここには以下が含まれる：

当該活動の実施に利用された、原材料在庫ならびに外部組織および法人・自然人によるサービスの価格；

当該作業実施に際して労働契約にもとづいて直接雇用された労働者に対する賃金およびその他の支払金の費用；

社会保障拠出金（統一社会税を含む）；

試験および研究用機器として利用するための特殊設備および特殊治具の価格；

当該作業実施に使用された固定資産および無形資産の減価償却；

研究用の設備、装置および構築物、その他の固定資産ならびに研究開発および技術的作業の実施にかかわる他の資産の維持および稼働のための費用、試験実施費用を含む；

一般経費、ただしこの経費が研究開発および技術的作業の実施に直接かかわっている場合、ここには試験実施費用を含む；

量産を目的としない、自動車およびそのユニットのさまざまな種類の試験実施のための機械および部品のプロトタイプおよび最初の非量産モデルの準備および生産工程開発に要する費用；

自動車および部品量産の設計サポート費用、消費特性向上のための諸策開発費用を含む；

改良モデル用設計書類作成費用；

製品の品質向上（設計品質管理、品質プログラムの策定、品質システム改善計画の遂行、生産の技術的準備の結果を踏まえた認定試験の実施、検査試験結果の分析）のための費用；

製品認証費用；

企業の製品生産に用いられる部品および技術の輸入代替プログラム策定費用；

製品、製品ベンチテスト用特殊治具、生産および工程の技術的準備のための工具および治具の設計用ソフトウェアの開発、購入および更新費用；

自動車部品生産のサプライヤへの移行および配置プログラム策定費用、サプライヤにおける製品生産プロセスの監理実施費用を含む；

生産の技術的準備のための工具および治具の設計費用；

ベンチテスト用特殊治具の設計および製造費用；

GOST R 15.301-2016「製品の開発および生産投入システム。生産・技術用途の製品。開発および生産投入手順」においてしかるべき種類の作業と定められている試験に直接使用されるテストコースおよびその他のインフラ（「建物、構築物」に分類されないもの）の設置（改修）費用；

エンジニアリング、生産準備（生産の技術的準備）費用、ただし、建物および構築物の建設費用ならびに生産設備の購入、治具製造費用をのぞく；

量産サポート費用、ここには、量産製品の型式・稼働・耐久試験、実際の使用条件下での試験運用、量産品の短時間試験および長時間試験、ユニットの定期試験、製品の検査組立の実施費用が含まれる；

研究開発および技術的作業に直接かかわるその他の出費、試験実施費用を含む。」。

3. 以下を内容とする註5を追加する：

「5. 本附属書第II部に記載された自動車製造分野製品1個ずつについてのロシア連邦領内における作業（条件）の実施に対する総得点数は、以下の合計として算定される：

実際に実施された作業（条件）に対する点数；

特別投資契約中に、本項第2段落に定められているもの以外の作業（条件）の実施に関する投資家および（または）起用された者の義務が規定されていることに対する点数。

2025年1月1日以降、自動車製造分野製品の1個ずつの生産に際して利用されるのが本附属書第II部に示す当該種類の製品にかかわる作業（条件）のすべてではない場合、本附属書第II部に記載された自動車製造分野製品1個ずつについてのロシア連邦領内における作業（条件）の実施に対する総得点数には、当該セグメントにおけるロシア連邦領内での作業（条件）実施に対する最大可能総得点数の、自動車製造分野製品の当該の1個の生産に際して実施されうる作業（条件）に対する点数に対する比に等しい数値である係数を乗じる。

上記係数の計算は、研究開発作業の費用は考慮に入れずに行われる。

本附属書第II部に記載された自動車製造分野製品の1個ずつの70%以上が1暦年内に法人により生産される場合に、2019年2月23日付ロシア連邦政府決定第191号「競争力向上企業プログラムを執行する組織に対する国家支援、およびハイテク製品生産支援にかかわる費用の一部補填のための国家コーポレーション『開発および対外経済活動銀行（ヴネシエコンムバンク）』への現物出資という形での連邦予算からの補助金提供規則の改正について」の枠内での国家支援を受けるには、本附属書第II部に記載された要件にもとづく、しかるべき合計点数（2019年1月1日以降は900点以上、2022年1月1日以降は1,200点以上、2025年1月1日以降は1,400点以上）が付与される作業（条件）が実施されなければならない。

連邦法「国家および地方自治体のニーズのための商品、役務、サービス購入についての契約システムについて」にもとづく国および地方自治体のニーズ充足のために自動車製造分野製品購入を実施するためには、本附属書第II部に記載された自動車製造分野製品の1個ずつの生産に際して、本附属書第II部に記載された要件にもとづく、しかるべき合計点数（2019年1月1日以降は2,000点以上、2021年1月1日以降は3,200点以上、2023年1月1日以降は4,500点以上、2025年1月1日以降は5,500点以上（ここまで乗用車および小型商用車の場合）、2019年1月1日以降は2,000点以上、2021年1月1日以降は3,200点以上、2023年1月1日以降は4,500点以上、2025年1月1日以降は5,800点以上（ここまでトラックの場合）、2019年1月1日以降は1,700点以上、2021年1月1日以降は2,900点以上、2023年1月1日以降は4,300点以上、2025年1月1日以降は5,600点以上（ここまでバスの場合））が付与される作業（条件）が実施されなければならない。

自動車製造分野のロシア製品についてロシア連邦政府の上記以外の法規文書に定められている国家支援策を受ける場合の、そうした支援策提供に必要となる点数は当該のロシア連邦法規文書によって定められる。」。